



## 公益社団法人 日本コントラクトブリッジ連盟

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 虎ノ門実業会館四谷ビル

TEL(03)3357-3741/FAX(03)3357-7444

<http://www.jcbl.or.jp/> E-mail:info@jcbl.or.jp

平成26年11月7日

会員、会友、関係者の皆様

公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟 理事会

錦糸町ブリッジセンター（以下、錦糸町 BC 又は BC と略します）について

錦糸町 BC が本年10月21日をもって閉鎖いたしました。これに伴い、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下、連盟と略します）においては、錦糸町 BC に対する公認料等の多額の未収金が回収困難となりました。現在、原因究明及び再発防止策の策定等を行っておりますが、取り急ぎ現状につき報告します。

まず、本件の概要を説明します。

本年9月中旬に、錦糸町 BC からの公認料等の入金長期（2年以上）にわたり滞っていることが判明しました。

9月19日（金）に錦糸町 BC の責任者（以下、BC 責任者と略します）に対し連盟事務所において理事数名及び顧問弁護士、事務局員が事情聴取を行いました。その席上で BC 責任者からは BC の出資金の返済や金融機関からの借り入れの返済があるため資金繰りが困難で、連盟宛の支払いが滞っている、返済のピークを越えれば連盟宛にも支払い余力がうまれるという説明があり、また今後来場者数が増加するとの予測が開示されました。

連盟側はまず金融機関からの借入れ明細と返済予定、BC の資金収支につき調査を行いたい旨を示しました。前者については週明け早々に資料の送付を、後者については10月8日に現地調査を BC 責任者に依頼したところ、BC 責任者はこれに同意しました。

9月26日に理事会を開催し、本件につき討議を行いました。この時まで提出のあったデータから作成した資金収支予想によれば、少なくとも発生公認料の支払い余力はある（ただし過去の公認料等未払金の完済には長期を要する）と推定されるものの、公認料等の長期未払いや普及活動不足といった問題点が指摘されました。以上の議論をふまえて、理事会は、公認クラブ規則に則り是正の勧告を行う事を決定し、勧告書を直ちに錦糸町 BC あてに送付しました。

その後、錦糸町 BC 会場の賃借料の未納が発生していることが判明（9月19日には未納はないとの言明がありました）するなど BC の経営状況が次第に明確になり、連盟としては、10月8日に開示されるべき資料の要求などをしていました。しかし、現地調査を予定していた10月8日当日になって BC 責任者より体調不良を理由に日延べしたいとの依頼がありました。連盟側は、現地調査の早期実施にむけ折衝を続けておりましたが、10月9日夜に BC 責任者から北海道へ資金調達に行くとの連絡があり、その後連絡困難な状況が続きました。10月14日に至り BC 責任者から連盟顧問弁護士及び連盟代表者宛に錦糸町 BC の公認を返上する旨の連絡が入り、後日書状が届きました。

同書状は、(1)直近のゲームについては中止として参加者には連絡する、(2)10月21日を以って正式閉鎖とする、(3)未払金については内容により一部は年内弁済するがその他については返済方法を相談したい、との3点を内容としていました。

しかしながら10月21日になっても錦糸町 BC のホームページではディレクターの体調不良のためゲーム中止という掲示が続いたため、ゲーム参加を予定する方々の混乱を防止するため、連盟ホームページにおいて錦糸町 BC の公認返上を公表致しました。

連盟としましては、BC 責任者の個人破産の可能性も考慮しつつ、未収金債権の回収に向けた措置を実施していく予定です。

以上が錦糸町 BC 閉鎖に至ったこの1ヶ月半の経過の概要です。

連盟のビジネスプランは、公認料の収入により普及活動に関わる経費及び会報発行やマスターポイント管理を含めた事務局経費を賄うことが基本です。公認料の入金管理はその根幹にかかわる業務であり、これほど長期にわたって公認料未入金を見過ごしたことが管理不全であることは明らかです。

まずは今回の問題に至った原因を究明し、責任の所在を明らかにし、そして再発防止策を策定すべく、この問題が拡大していった2012年～2013年度に連盟役員であった者を除く理事4名に社外専門家を加えた特別調査チームを編成しました。同チームの調査結果については遅くとも3ヶ月以内にはご報告できると考えております。

以上